

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

公害紛争処理法施行令の一部が改正され、同一の事件について調停に引き続いて仲裁を申請する場合における手数料の軽減措置が講じられたことにかんがみ、県においても同様の措置を講じる。

2 条例の概要

(1) 公害紛争処理法に基づく調停が打ち切れ、又は打ち切られたとみなされた事件の申請人又は参加人からされた仲裁の申請についての手数料の額は、通常の算出方法により算定した手数料の額から前の調停の申請について納めた手数料の額を控除した額とする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

石綿が使用されている建物等について、石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための措置を講じないまま、解体等の作業が行われた場合、周辺住民等への多大な健康影響が懸念されることから、これらの作業が行われる前において石綿含有材料等の使用の有無を調査し、その結果を県へ報告することを義務付ける等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 石綿の範囲の明確化

石綿とは、繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトをいうものとする。

(2) 県等の責務の強化

ア 県の責務に、石綿含有材料等が使用された建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業（以下「解体等作業」という。）を把握することを加える。

イ 事業者がとらなければならない措置に、石綿粉じん排出等作業その他の行為により石綿の粉じんが大気中へ排出され、又は飛散したおそれがあると認める場合に、飛散の有無等について調査するとともに、周辺住民の不安を解消するための措置を講じることを加える。

ウ 県民その他の者は、大気汚染防止法又はこの条例の規定に違反する解体等作業が行われていることを知ったときは、速やかに知事に通報するよう努めるものとする。

エ 知事は、県民の石綿による健康に係る被害の防止のために公表した情報に関連する書類その他の物件について、当該情報に係る解体等作業が終了した日から50年間保存することとする。

(3) 解体等工事に対する規制の強化

ア 解体等作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を施工しようとする者に、石綿含有材料等の使用の有無に関する事前調査の義務を課す。

イ 吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等を解体する作業を伴う建設工事を施工しようとする者に、吹付け石綿の使用の有無に関する調査結果についての県への報告の義務を課す。

ウ 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者に作業の種類等を掲示する義務を課す。

エ 報告等徴収又は立入検査の対象となる建設工事の範囲を、解体等工事（現行 特定工事）に広げる。

オ イに掲げる義務の違反について、次のとおり新たに罰則を設ける。

(ア) 解体等作業の開始の日の14日前までに知事への報告をせず、又は虚偽の報告をした者 10万円以下の罰金

(イ) 災害その他非常の事態により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合において、速やか

に、知事への報告をせず、又は虚偽の報告をした者 5万円以下の過料

(4) その他

- ア 条例の名称を「鳥取県石綿健康被害防止条例」に改める。
- イ その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成20年10月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。
- ウ 職員の特殊勤務手当に関する条例について、(4)アに伴う所要の規定の整備を行う。

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取市が鳥取県環境美化の促進に関する条例に相当する条例を制定して、廃棄物をみだりに投棄することを禁止することにより環境美化の促進に取り組むことにかんがみ、鳥取市の区域を条例の適用外とする等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 条例の規定を適用しない区域に鳥取市を加える。
- (2) 失効期限（現行 平成22年3月31日）を定めた規定を削る。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、規則で定める日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

使用済自動車の再資源化等に関する法律が完全施行され、廃自動車の適正な保管が義務づけられたことにかんがみ、この条例による規制の対象について、廃自動車の保管を除外し、有価物としての使用済タイヤの保管に関するものに特化させた上で、引き続きこの条例による規制を行うよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 条例による規制の対象から廃自動車の保管を除外する。
- (2) 条例による規制の対象となる使用済タイヤの保管は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び使用済自動車の再資源化等に関する法律の適用を受けない有価物としてのものに限定する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする(3)の一部を除き平成20年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 健全な自然環境を将来の県民に継承することを目的として、県内に生息し、又は生育する希少野生動植物の保護等を図り、もって健全な自然環境を将来の県民に継承することを目的に、これらの捕獲等の行為を規制するとともに、保護管理事業の実施、県民等が行う保護活動の支援等を行うこととしている。
- (2) 希少野生動植物の保護並びに希少野生動植物が生息し、及びその生息しうる自然生態系の保全の状況にかんがみ、引き続き(1)の措置を行うよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 失効期限（現行 平成20年3月31日）を定めた規定を削る。
- (2) 条例の規定及び実施状況についての検討を平成25年度末を目途に行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

県営住宅及び特別県営住宅への暴力団員の入居を排除するため、入居者資格を見直す等の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

ア 入居者資格に入居者及びその同居親族が暴力団員でないことを加える。

イ 入居者又はこれと現に同居する者に対して、周辺の環境を乱す次の行為を禁止する。

(ア) 暴力団員の住居として使用させる行為(自らが暴力団員となって使用する行為を含む。)

(イ) 県営住宅の敷地内における次に掲げる行為であって、他の入居者若しくは周辺地域の住民の日常生活に支障を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなるもの

a 動物の飼育(食物その他の物を意図的に放置し、動物を呼び寄せる行為を含む。)

b 連続的若しくは断続的に騒音、振動又は悪臭を発生させること。

c 汚物、廃棄物その他生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのある物を捨て、又は放置すること。

(ウ) 他の入居者若しくは周辺地域の住民に対する次の行為であって、人の生命、身体若しくは財産に害を与え、又は人に著しい迷惑を及ぼすこととなるもの

a 粗野又は乱暴な言動をすること。

b 威力を用い、又は示すこと。

c 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用をき損し、又はその業務を妨害すること。

d 火災、漏水その他の事故を繰り返し発生させること。

(エ) (ア)から(ウ)までに定めるもののほか、県営住宅における安全かつ平穏な生活の維持を著しく阻害する行為

ウ 次のとおり県営住宅を廃止する。

名称	位置	廃止理由
国中団地	八頭郡八頭町国中	老朽化
小江尾団地	日野郡江府町大字江尾	江府町へ無償譲渡

エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

(1)のアと同様の措置を講ずる。

(3) 施行期日は、公布日とする(1)のエの一部を除き、平成20年4月1日とする。

鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 被災者生活再建支援法(以下「法」という。)の一部が改正され、一定の自然災害によりその居住する住宅が全壊した等の世帯が行う住宅の再建の事業が新たに支援の対象に加えられた。

(2) (1)にかんがみ、鳥取県被災者住宅再建支援条例(以下「条例」という。)に基づく支援の対象及び支援金の額を見直すとともに、条例に基づく支援に要する経費に充てるために設置する基金に積み立てる額の合計額を引き下げる等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 支援対象及び支援金の額について、次のとおり見直す。

(単位：千円)

区分	対象となる自然災害の規模	住宅再建の方法	損壊態様ごとの支援金の額等				用途の制限
			全壊	大規模	半壊	一部	

			半 壊		破 損		
国 制 度 等	1の市町村で10以上の世帯の住宅が全 壊、全県で100以上の世帯の住宅が全壊	建設又は購入	3,000	2,500	対象外	無	
		補修	2,000	1,500			
		賃借	1,500	1,000			
改 正 後	全県で10以上100未満の世帯の住宅が全 壊（1の市町村で10以上の世帯の住宅が 全壊したものを除く。）	建設又は購入	3,000	2,500	-	-	全壊又は大規 模半壊：無 半壊：補修
		補修	2,000	1,500	1,000		
	全県で100以上の世帯の住宅が全壊	補修	対象外（国制 度の支援対 象）		1,000	-	補修
改 正 前	全県で10以上の世帯の住宅が全壊	建設又は購入	3,000	3,000	3,000	-	建設又は購入
		補修	1,500	1,500	1,500	1,500	補修

備考 被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯に対する支援金の額は、この表に定める支援金の額の75パーセントの額とする。

注 全壊には、解体又は長期避難に係るものを含む。

- (2) 基金の管理方法について、有価証券によるものを加える。
- (3) 支援に要する経費に充てるために設置する基金について、積み立てる額の合計額を20億円（現行 50億円）に引き下げる。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県木の住まい建設資金助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県木の住まい建設資金助成条例（以下「条例」という。）を設定し、平成17年度から平成19年度までの間、県内の森林で伐採された原木を県内で加工した木材を活用した木造住宅の建設等に要する資金の一部を助成することとしているが、引き続き県産材の需要拡大及び地場産業の振興を図るため、助成の対象及び額を見直した上で、失効期限を2年間延長し、平成21年度までの間、助成を行うこととする。

2 条例の概要

- (1) 助成の対象及び額を次のとおり見直す。

区分	助成の対象となる 木造住宅の建設	助成額	1戸当たり限度額
現行	県産材を10立方メートル以上使用	使用する県産材の量1立方メートル当たり3万円を乗じて得た額	60万円
改正後	県産材を15立方メートル以上使用	ア 県産材の使用量（立方メートル単位とし、1立方メートル未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）に2万円を乗じて得た額	40万円
		イ アの県産材のうち日本農林規格による格付が行われたものの使用量に1万円を乗じて得た額	20万円

- (2) 条例の失効期限を平成22年3月31日（現行 平成20年3月31日）まで延長する。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成20年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。